

令和5年8月28日  
東北電力株式会社

## 東通原子力発電所の現在の状況について

### 1. 運転状況

- 平成23年2月6日より第4回定期事業者検査を実施中

### 2. 電気出力（令和4年8月～令和5年7月）

- 発電実績なし

### 3. その他

#### (1) 東通原子力発電所1号機における新規制基準適合性審査の状況について

- 平成26年6月申請以降、継続的なヒアリングや審査会合において当社の申請内容を説明してきており、これまでに審査会合は43回開催されております。

これまでに、発電所敷地内および敷地周辺の断層の活動性に係る当社の考え方や説明内容については、概ね妥当な検討がなされているとの評価を頂き、現在は主に基準地震動<sup>\*1</sup>、基準津波<sup>\*2</sup>について審査が行われております。

- 基準津波については、令和4年9月2日の審査会合において、「①海底地すべりに起因する津波」および「②地震に起因する津波と海底地すべりに起因する津波の組合せ」の評価について審議されました。

「①海底地すべりに起因する津波」については、原子力規制委員会の了解が得られ、「②地震に起因する津波と海底地すべりに起因する津波の組合せ」については、「地震に起因する津波」単体の評価を上回らない理由についての追加説明および津波の組合せ手法についての再評価が必要とのコメントがあり、継続審議となり、令和5年8月4日の審査会合において、評価方針を説明し、当社評価方針が了承されました。

- 基準地震動については、令和4年10月7日の審査会合において、震源を特定せず策定する地震動の「③全国共通に考慮すべき地震動」<sup>\*3</sup>および「④地域性を考慮する地震動」<sup>\*4</sup>の評価について審議されました。

「③全国共通に考慮すべき地震動」については、地震動を入力する位置（地盤深さ）に関して、再検討を求められるとともに、「④地域性を考慮する地震動」については、「岩手・宮城内陸地震」を予め規模を想定できる地震として震源を特定せず策定する地震動から除外できると主張しておりましたが、規模を想定できない地震として検討対象とすべきとのコメントがあり、継続審議となり、令和5年5月19日の審査会合において、「④地域性を考慮する地震動」については、記載適正化に関するコメントはあったものの、当社評価が了承されました。

「③全国共通に考慮すべき地震動」については、地震動を入力する位置（地盤深さ）を地盤モデルの最深部としていましたが、より浅い位置に地震動を入力した場合の結果も踏まえるべきとのコメントがあり、継続審議となり、令和5年8月4日の審査会合において、評価に対するコメント回答を行い、震源を特定せず策定する地震動は、概ね妥当な検討がなされているとの評価を頂きました。

- その他、令和4年9月30日の女川原子力発電所審査会合資料「特重施設位置付近の地質・地質構造」においてコア写真の貼付誤りがあったことを踏まえ、令和4年12月16日の審査会合および令和5年2月10日の審査会合で「⑤審査資料の品質確保」について審議され、当社からは、審査資料の同種誤りの確認結果<sup>\*5</sup>、経緯、発生原因や原子力品質マネジメントシステムに基づいた改善措置活動について説明しました。

原子力規制委員会からは、今後、一次データの取扱いについて十分留意すること、PDCAを回して継続的な審査資料の品質向上に取り組み、正しいデータを審査に提示するようコメントがあり、「概ね妥当」と総括されました。

- また、「⑥審査スケジュール」については、令和4年12月16日の審査会合において、令和4年9月以降の当社における検討状況および令和5年6月までの今後の審査予定について説明しました。

原子力規制委員会からはご理解いただき、今後時間を要する項目等を考慮し、優先順位を決めて調整していくようコメントがありました。

- 今後も引き続き、基準地震動および基準津波の策定に向けた審査に対応してまいります。

※1：原子力発電所の耐震設計において基準とする地震動であり、敷地周辺において発生する可能性がある最大の地震の揺れの強さを示すもの

※2：原子炉施設の供用期間中（運転開始から廃炉までの間）に極めてまれではあるが発生する可能性があり、施設に大きな影響を与えるおそれがある津波

※3：2004年（平成16年）北海道留萌支庁南部地震、標準応答スペクトルに基づく地震動

※4：2000年（平成12年）鳥取県西部地震、2008年（平成20年）岩手・宮城内陸地震

※5：女川原子力発電所特重審査資料2件に加え、女川原子力発電所本体審査資料で2件、東通原子力発電所本体審査資料で7件の資料誤りがあった

（別紙1）基準地震動の審査

（別紙2）基準津波の審査

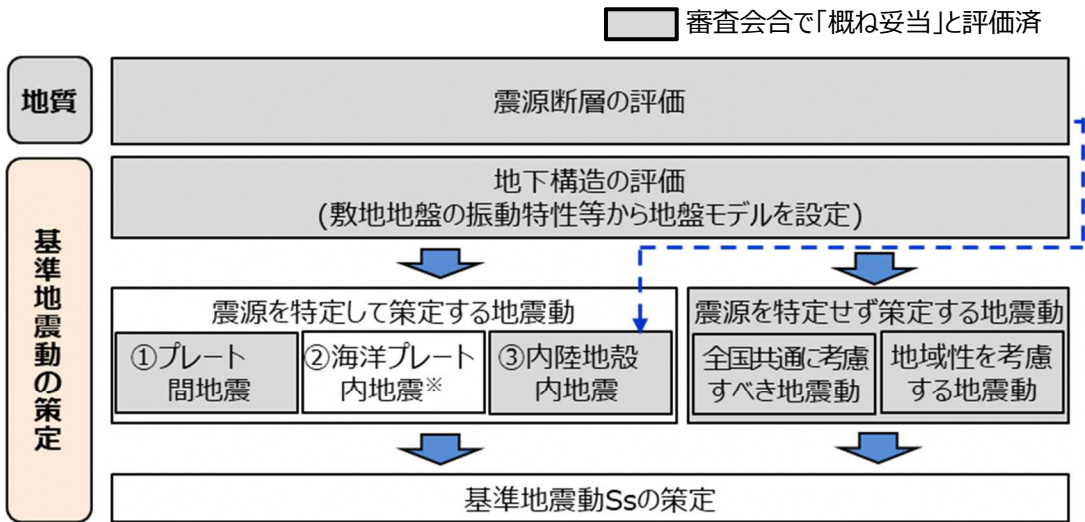
## （2）「東通原子力発電所原子力事業者防災業務計画」の修正について

- 当社は、「原子力災害対策特別措置法」に基づき、青森県知事および東通村長との協議を経て、「東通原子力発電所原子力事業者防災業務計画」を修正し、令和5年3月30日に内閣総理大臣および原子力規制委員会へ届出を行いました。
- 今回の届出の主な内容は、原子力災害事前対策および緊急事態応急対策時における医療体制の充実を図るため、発電所構内の医療活動について、公益財団法人原子力安全研究協会を含む医療関係団体と連携して対応する旨を追記したものです。

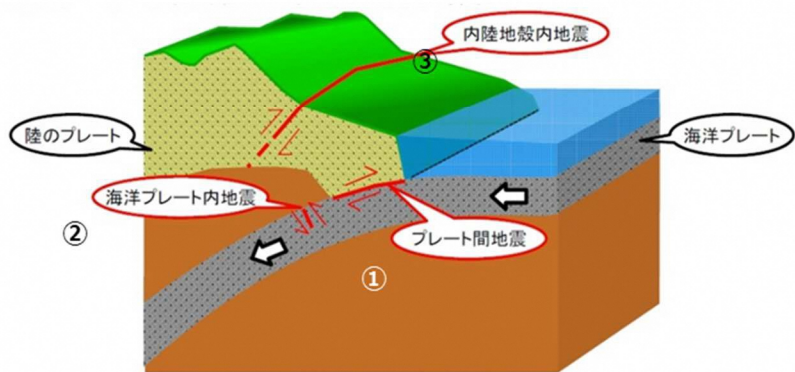
詳細については、当社ホームページから確認することができます。

(<http://www.tohoku-epco.co.jp>)

基準地震動の審査



※概ね妥当と評価（2021.5）されたが、今後、3.16福島県沖の地震を反映した評価について説明予定



地震発生様式の模式図

# 基準津波の審査

■ 審査会で「概ね妥当」と評価済

